平成２６年（フ）第４１５１号
千葉県柏市豊四季945―259
破産者　湯田　昌宏
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２６４号
東京都墨田区両国２丁目13番８号
破産者　有限会社クレアトゥール
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２６５号
東京都文京区白山１―19―12―203、住民票上の住所東京都墨田区緑２丁目10―10―606
破産者　小笠原浩樹
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２６９号
東京都大田区大森西２丁目29番３号
破産者　有限会社アイ・シイ・エイチカンパニー
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２７０号
東京都大田区大森西２丁目29―３
破産者　成田　　彰
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４３５４号
東京都中央区新川１丁目３番４号　ＰＡビル２階、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区新川１丁目３番４号　ＰＡビル７階
破産者　株式会社ブロス
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４３８１号
東京都港区新橋４丁目27番10号
破産者　プロテックティオジャパン株式会社
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４３８２号
東京都江戸川区中葛西６丁目４―５
破産者　高橋　茂雄
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４３９１号
東京都新宿区早稲田鶴巻町546番地　石川ビル１Ｆ
破産者　株式会社上野高速印刷
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４１７号
東京都足立区島根１丁目10―12
破産者　亡笹森昭造相続財産
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４２２号
東京都渋谷区代々木１丁目19番12号　新代々木ビル３階
破産者　株式会社メイン総合企画
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４６１号
東京都荒川区東日暮里４丁目４番８号
破産者　オオヤオフィス有限会社
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４６２号
東京都板橋区前野町５丁目33―４―504
破産者　大矢　　亘
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４７５号
東京都新宿区富久町７番６号
破産者　株式会社イルモンド
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４７６号
東京都江東区辰巳１丁目５―17―503
破産者　樋山　　功
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４９７号
千葉県松戸市八ケ崎２丁目13番地の１　ダイアパレス松戸馬橋パークアベニュー504
破産者　株式会社フォーサイト
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５１１号
愛媛県松山市東垣生町483―１
破産者　藤崎　正裕
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５１５号
東京都台東区蔵前４丁目20番12号
破産者　有限会社シーアンドシーハウス
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５１６号
東京都台東区駒形２丁目３―５―1001
破産者　土屋千枝子（旧姓成田）
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５４４号
東京都足立区東和３丁目17番１号
破産者　株式会社トラベル．トーク
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５４５号
東京都足立区綾瀬４丁目30―８―401
破産者　小俣　正男
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部